

## 裁判所におけるサポート要件判断に関する考察

特許第2委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** サポート要件は、実務者にとって、文献等の証拠との対比に基づいて判断される新規性や進歩性と比較して予見性が低い特許要件と言え、裁判所のサポート要件の判断思考を実務者が理解することは重要と考える。そこで本研究では、裁判所におけるサポート要件判断の動向、特許庁と判断が異なった事件、サポート要件の判断基準と発明の課題の認定の傾向を分析した。裁判所におけるサポート要件判断の動向は、サポート要件を満たすと判断する割合が増加傾向にあることが分かった。裁判所と特許庁とのサポート要件判断は概ね一致しているが、判断が異なった事件では裁判所がサポート要件を満たすと判断した事件が多いことが分かった。また、裁判所によるサポート要件判断では、技術分野やパラメータ発明であるか否かに依らず、知財高裁大合議「偏光フィルムの製造法」事件の判断基準が広く採用されていることが分かった。

### 目 次

1. はじめに
2. 事件の調査と統計解析
  2. 1 調査対象と調査方法
  2. 2 データ解析結果
  2. 3 小 括
3. 特許庁と知財高裁とで判断が異なった事件の分析
  3. 1 統計分析
  3. 2 事件の分析
  3. 3 小 括
4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向
  4. 1 事件からみる裁判所によるサポート要件の判断傾向
  4. 2 サポート要件と進歩性要件との関係
  4. 3 事件からみるサポート要件と進歩性要件との関係
  4. 4 小 括
5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析
  5. 1 検討の背景
  5. 2 「発明の課題」の認定の分類分け調査
  5. 3 「発明の課題」の認定の傾向調査
  5. 4 小 括
6. おわりに

### 1. はじめに

特許法第36条第6項第1号は、請求項に係る発明が発明の詳細な説明に記載した範囲を超えるものであってはならない旨を規定している。つまり、サポート要件は、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載することになれば、公開されていない発明について権利が発生することになるため、これを防止するために規定されている<sup>1)</sup>。特許がサポート要件を満たすか否かの判断について、特許庁の審査基準では「請求項に係る発明が発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えるものであるか否かを調べることによりなされる」とされている。さらに発明の課題は、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮して把握する場合がある。し

\* 2016年度 The First Subcommittee, The Second Patent Committee

たがって、サポート要件判断は、実務者にとって容易ではない場合がある。そのため、裁判所におけるサポート要件の判断基準や判断思考を実務者が理解することは重要と考える。また、日本の特許審査ではサポート要件の判断が諸外国に比べて厳しいと言われてきたが、裁判所におけるサポート要件の判断はどうか、その傾向を把握することも実務上重要である。

そこで本稿では、サポート要件が争点となった特許権に関する事件を約10年分抽出し、その傾向を分析すると同時に、裁判所におけるサポート要件判断の動向を分析した。

## 2. 事件の調査と統計解析

### 2.1 調査対象と調査方法

裁判所がサポート要件を判断した事件について、下記の検索方法により調査した。

#### (1) データベース：

知的財産裁判例集（裁判所ウェブサイト）

(2) 対象期間：平成18年1月1日～平成28年6月30日（判決日基準）

#### (3) 検索条件

権利種別：特許権

訴訟類型：行政訴訟 or 民事訴訟

全文：36条6項1号 or サポート要件

### 2.2 データ解析結果

データ解析は、平成18年1月1日から平成28年6月30日までの約10年間について行った。行政訴訟及び民事訴訟における判決文に「36条6項1号」又は「サポート要件」が含まれている訴訟件数（以下、「事件数」という）は407件であった。当該事件407件のうち、サポート要件違反の主張があった事件数は336件であり、そ

のうち裁判所がサポート要件の判断をした事件数は199件であった。その内訳は、行政訴訟のうち査定系の拒絶審決取消訴訟が28件、当事者系の特許無効審決取消訴訟が115件、民事訴訟（特許権侵害訴訟等）が56件であった。

#### (1) 事件数の推移と判断動向

次に、平成18年から平成27年の10年間を2年毎に区切り、サポート要件が主張された事件数の推移と判断動向を、行政訴訟（査定系及び当事者系）と民事訴訟のそれぞれで分析した。

図1に示すように、行政訴訟ではサポート要件違反に係る事件数は折れ線で示すように年々増加傾向にあり、これに合わせて知的財産高等裁判所（知財高裁）の判断件数も棒グラフに示すように増加傾向にある。

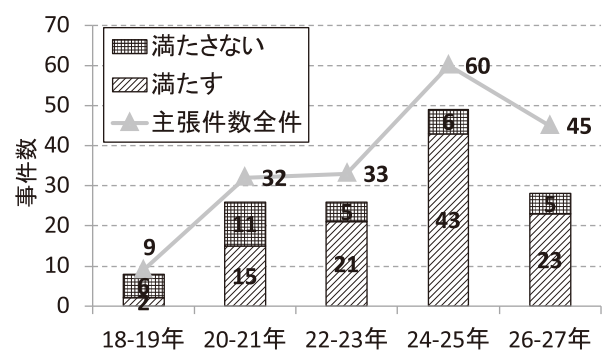


図1 行政訴訟のサポート要件判断件数

そして、図2に示すように、知財高裁のサポート要件の判断結果（割合）はサポート要件を満たすとする割合が年々高くなっている。

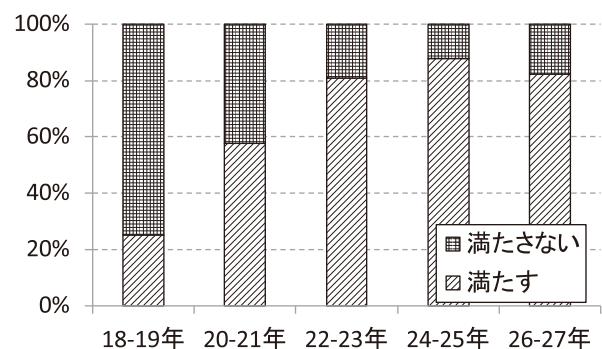


図2 行政訴訟のサポート要件判断結果割合

また、図3に示すように、知財高裁、東京地裁、大阪地裁における民事訴訟でもサポート要件違反の主張件数は折れ線で示すように年々増加している。ただし、裁判所によるサポート要件の判断件数は棒グラフに示すようにあまり増加していない。

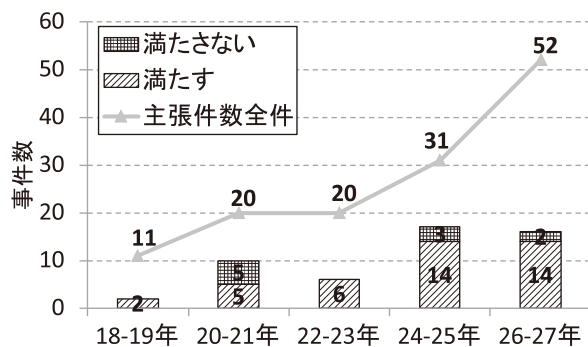


図3 民事訴訟のサポート要件判断件数

そして、図4に示すように、民事訴訟においても、裁判所はサポート要件を満たすと判断する割合が高いことがわかった。

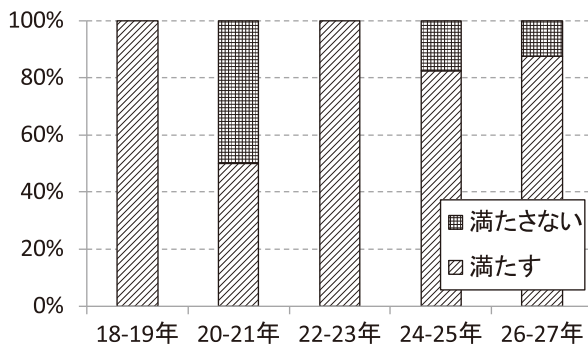


図4 民事訴訟のサポート要件判断結果割合

## (2) 技術分野別の分析

次に、技術分野別の判断傾向を分析した。技術分野は化学（バイオ、材料含む）、電気電子（ソフトウェア含む）、機械・構造の3つに分類した。

表1に示すように、行政訴訟においては、サポート要件を満たすと判断された割合は化学分野が66%と最も低く、機械・構造分野は89%と非常に高い割合であった。

また、表2に示すように、民事訴訟においてもサポート要件を満たすと判断された割合は化学分野が71%と最も低く、機械・構造分野は87%と最も高かった。

表1 行政訴訟の技術分野別判断

行政訴訟	サポート要件判断結果	
	満たす	満たさない
①化学(バイオ, 材料含む)	43 (66%)	22 (34%)
②電気電子 (ソフトウェア含む)	18 (72%)	7 (28%)
③機械・構造	47 (89%)	6 (11%)
合計	108 (76%)	35 (24%)

表2 民事訴訟の技術分野別判断

民事訴訟	サポート要件判断結果	
	満たす	満たさない
①化学(バイオ, 材料含む)	12 (71%)	5 (29%)
②電気電子 (ソフトウェア含む)	7 (78%)	2 (22%)
③機械・構造	26 (87%)	4 (13%)
合計	45 (80%)	11 (20%)

## 2.3 小 括

以上の分析によれば、サポート要件違反の主張は増加傾向にあり、これに伴って裁判所でサポート要件が判断される件数は年々増加している。その中で裁判所がサポート要件を満たすと判断する割合も増えていることがわかった。

特許庁のサポート要件判断と裁判所のサポート要件判断との間に差があるのか、裁判所はどのような判断ロジックでサポート要件を判断しているのかを次章以降で分析し、実務での留意点を検討する。

### 3. 特許庁と知財高裁とで判断が異なった事件の分析

#### 3. 1 統計分析

裁判所におけるサポート要件の判断を分析するために、審決取消訴訟において、特許庁の審判事件におけるサポート要件判断と、その審判事件の審決取消訴訟における知財高裁のサポート要件判断とが異なった事件を調査した。

調査の対象は、サポート要件が判断された行政訴訟143件とした。そのうち、特許庁と知財高裁とでサポート要件の判断結果が同じ事件は113件であり、異なった事件は30件であった。このうち、特許庁はサポート要件を満たすと判断したが知財高裁は満たさないと判断した事件は6件であったのに対して、特許庁はサポート要件を満たさないと判断したが知財高裁は満たすと判断した事件は24件と4倍あることがわかった。

なお、サポート要件が判断された民事訴訟の知財高裁判決16件において、知財高裁と、東京地裁または大阪地裁とでサポート要件の判断結果が異なった事件は存在しなかった。

次に、特許庁と知財高裁とでサポート要件の判断結果が異なった事件30件について、具体的にどのような点で判断が異なったのか、その相違点を詳細に分析した。

ここで、サポート要件の判断は、知財高裁大合議 平成17年11月11日判決 平成17(行ケ)第10042号「偏光フィルムの製造法」事件（以下、偏光フィルム大合議判決）において、『特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記

載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである』という判断基準（以下、「大合議判断基準」という）が示された。

したがって、サポート要件の判断では、「特許請求の範囲に記載された発明特定事項が明細書に記載されているか」、「発明の課題の認定」、「当業者が発明の課題を解決できると認識できるか（出願時の技術常識に照らして判断する場合も含む）」という判断ポイントが存在する。

そこで、上記30件の特許庁と知財高裁との判断の相違点を以下①～④の4つに分類した。

①特許請求の範囲に記載された発明特定事項が明細書に記載されているか否かの判断が相違点となった事件（11件）

②発明の課題の認定そのものが相違点となった事件（7件）

③当業者が発明の課題を解決できると認識できるか否かの判断が相違点となった事件（12件）

④その他（サポート要件の判断理由が実施可能要件と同一の事件等）（5件）

表3にその結果を事件番号とともに示す。なお、一つの事件において相違点が複数存在する場合はそれぞれの相違点でカウントした。

そして、相違点③の12件の事件を分析したところ、知財高裁が、サポート要件の争点となっている箇所をその発明の特徴部分（発明のポイント）ではないと判断した結果、サポート要件を満たすと判断した事件が3件存在することがわかった。

次節では、相違点①～③のそれぞれについて、代表的な事件を分析する。なお、相違点③については、単に当業者が課題を解決できると認識できるか否かが相違点となったケース（次節3. 2. (3)）と、発明特定事項が発明の特徴部分でないと認定した上で判断したケース（次節3. 2. (4)）とに分けて事件を分析する。

表3 特許庁と知財高裁とでサポート要件の判断結果が異なった知財高裁事件の分類結果

分類	判断結果※	事件番号
①特許請求の範囲に記載された発明特定事項が明細書に記載されているか否かの判断が相違点となった事件	特許庁× →知財高裁○	平成27年(行ケ)第10017号, 平成26年(行ケ)第10114号, 平成26年(行ケ)第10018号, 平成24年(行ケ)第10424号, 平成24年(行ケ)第10300号, 平成24年(行ケ)第10332号, 平成24年(行ケ)第10018号, 平成22年(行ケ)第10109号, 平成20年(行ケ)第10066号, 平成19年(行ケ)第10403号
	特許庁○ →知財高裁×	平成27年(行ケ)第10026号
②発明の課題の認定そのものが相違点となった事件	特許庁× →知財高裁○	平成24年(行ケ)第10387号, 平成23年(行ケ)第10235号, 平成23年(行ケ)第10234号, 平成24年(行ケ)第10076号, 平成24年(行ケ)第10016号, 平成22年(行ケ)第10153号, 平成20年(行ケ)第10237号
③当業者が発明の課題を解決できると認識できるか否かの判断が相違点となった事件 ※下線は発明の特徴部分を考慮した事件	特許庁× →知財高裁○	平成26年(行ケ)第10114号, 平成24年(行ケ)第10387号, 平成24年(行ケ)第10076号, 平成24年(行ケ)第10016号, 平成23年(行ケ)第10146号, 第10147号, 平成22年(行ケ)第10153号, 平成20年(行ケ)第10484号, 平成19年(行ケ)第10213号
	特許庁○ →知財高裁×	平成26年(行ケ)第10202号, 平成24年(行ケ)第10151号, 平成19年(行ケ)第10307号, 平成19年(行ケ)第10098号
④その他(サポート要件の判断理由が実施可能要件と同一の事件等)	特許庁× →知財高裁○	平成24年(行ケ)第10321号, 平成21年(行ケ)第10304号, 平成21年(行ケ)第10033号, 平成21年(行ケ)第10134号
	特許庁○ →知財高裁×	平成25年(行ケ)第10250号

※○：サポート要件満たす，×：サポート要件満たさない

### 3. 2 事件の分析

#### (1) 特許請求の範囲に記載された発明特定事項が明細書に記載されているか否かの判断が相違点となった事件(相違点①)

(i) 知財高裁 平成20年9月29日判決 平成20(行ケ)第10066号「ゼリー状体液漏出防止材及びそれを使用した体液漏出防止方法」事件

#### (ii) 争点

本事件は、請求項1に記載された「ゼリー」及び「アルコール」の意味の解釈に基づくサポート要件の判断が争点となった。

#### (iii) 請求項

【請求項1】 遺体の体腔に装填される体液漏出防止材が、アルコール系を主成分とするゼリーの中に高吸水性ポリマー粉体が多数分散してなることを特徴とするゼリー状体液漏出防止材。

#### (iv) 概要

[特許庁の判断]

「ゼリー」は、化学大辞典で定義されているように、「流動性を失い弾性的なかたまりとなった状態を意味する」と理解するのは当然であり、「アルコール」は、常温で液状のもの、固体状のものなど、様々な性質のものが含まれる。

本件明細書には、アルコールに分類される、化合物全般を主成分とするゼリーを用いた遺体体液漏出防止材の発明が記載されていないため、サポート要件に違反する。

[裁判所の判断]

明細書の技術用語は、学術用語どおりに解釈すべきであるが、「ゼリー」は、化学大辞典の定義とは異なる言葉の使い方が一般的になされているところからすれば、「かたまり状の弾性体」をいうのか「粘液」をいうのか、請求項の

みからはその意味が一義的に明確に理解できず、詳細な説明を参酌してその意味を判断する必要がある。詳細な説明によれば、「ゼリー」とは、「弾性的な固まりとなった状態」をいうのではなく、「粘液」と解するのが相当である。

ゼリーが粘液であることを前提とすると、「アルコール」は常温で液状のものを意味していると解するというべきであり、審決の判断は誤りというべきである。

請求項1のアルコールは液状であり、明細書にその例が示され、アルコールの範囲も技術常識から想定することができ、そのようなアルコールであれば、課題を解決することが理解できるから、サポート要件を満たす。

(v) まとめ

特許庁は、請求項の用語の解釈にあたり、辞典に記載の学術用語の意味として厳格に判断した。一方、知財高裁は技術常識と、明細書の詳細な説明を考慮して、柔軟に請求項の用語を解釈し、用語解釈の結果、発明特定事項が明細書に記載されていると判断し、サポート要件を満たすと判断した。

**(2) 発明の課題の認定そのものが相違点となった事件(相違点②)**

(i) 知財高裁 平成25年9月19日判決 平成24(行ケ)第10387号「安定化された臭化アルカン溶媒」事件

(ii) 争点

本件発明(請求項)9及び10は、発明の詳細な説明に記載された安定剤の含有量の好適範囲の下限値を下回る場合には、本件発明の効果を奏すか否かが争点となった。

(iii) 請求項

【請求項9】物品を洗浄する方法であって、臭化n-プロピルを少なくとも90重量%含有する溶媒部分とニトロアルカン、1,2-ブチレンオキサイドおよび1,3-ジオキソランを含んでいて

1,4-ジオキサンを含まない安定剤系部分を含む室温から55℃の範囲内の温度の溶媒組成物に該物品を浸漬することを含む方法。

【請求項10】物品を洗浄する方法であって、臭化n-プロピルを少なくとも90重量%含有する溶媒部分とニトロアルカン、1,2-ブチレンオキサイドおよび1,3-ジオキソランを含んでいて1,4-ジオキサンを含まない安定剤系部分を含む溶媒組成物の沸騰体から発散して来る蒸気に該物品をさらすことを含む方法。

(iv) 概要

[特許庁の判断]

本件発明9,10は、「安定化された溶媒組成物」との発明特定事項を含んでおらず、安定剤の含有量の好適範囲として記載されている数値範囲以外、特に好適範囲の下限値を下回るものを含むものであるから、そのようなものにあつては、必ずしも「金属腐食の遅延化をもたらす」との課題が解決できるとはいえない。したがって、本件発明9,10は、その範囲すべてにおいて発明の課題が解決できるとはいえない、としてサポート要件を満たさないと判断した。

[裁判所の判断]

本件発明は、臭化n-プロピル溶媒とその安定剤系の最良の組合せを調査することにより、使用者及び環境に優しく、かつ、より高い温度で使用した場合に金属が腐食されないという安定化効果を示す脱グリース及び洗浄用溶媒を提供するという課題を解決しようとする発明である。審決は、特許請求の範囲に臭化n-プロピルと組み合わせる安定剤の下限値が記載されておらず、当然にその効果を奏さないような、安定剤をごくわずかしか含まないような配合量についての発明が本件発明9及び10の範囲に形式上含まれることをもって、本件発明9及び10がサポート要件を満たさないと判断した。しかし、本件発明は、臭化n-プロピルを安定化する臭化n-プロピルと安定剤の最良の組合せを見出す

ことを発明の課題とするものであって、臭化n-プロピルと安定剤の配合比の最適化を発明の課題とするものではないので、特許請求の範囲に、安定剤系として選択される物質の配合量の下限值が特定された記載がされていないことを根拠に、本件発明9及び10がサポート要件を満たさないとはできない、と判断した。

(v) まとめ

特許庁は発明特定事項に安定剤の含有量の最適範囲が含まれておらず「金属腐食の遅延化をもたらす」との課題が解決できないと認定した。これに対して、知財高裁は明細書に基づいて発明の課題を「臭化n-プロピルを安定化する臭化n-プロピルと安定剤の最良の組合せを見出すこと」であると特許庁よりも上位概念で解釈し、サポート要件を満たすと判断した。

**(3) 当業者が発明の課題を解決できると認識できるか否かの判断が相違点となった事件(相違点③)**

(i) 知財高裁 平成24年4月11日判決 平成23(行ケ)第10146号, 同第10147号「医薬」事件

(ii) 争点

本事件は、請求項1に記載された「ピオグリタゾンまたはその薬理的に許容しうる塩と、ビグアナイド剤と」の組み合わせの実施例(薬理データ)が明細書に記載されていない点について、サポート要件を満たすか否かが争点となった。

(iii) 請求項

【請求項1】ピオグリタゾンまたはその薬理的に許容しうる塩と、ビグアナイド剤とを組み合わせる、糖尿病または糖尿病性合併症の予防・治療用医薬

(iv) 概要

[特許庁の判断]

ビグアナイド剤と本件明細書に実施例が記載されている $\alpha$ -グルコシダーゼ阻害剤等とは

作用機序、臨床適応及び副作用の点でいずれも相違し、 $\alpha$ -グルコシダーゼ阻害剤等による糖尿病治療に関して新たに判明した事項が直ちにビグアナイド剤についても当てはまるとは認識できず、本件明細書の記載及び技術常識に基づいて、ピオグリタゾンとビグアナイド剤との併用投与の効果について当業者が認識できない。

[裁判所の判断]

ピオグリタゾンと、ビグアナイド剤とは、血糖値の降下に関する作用機序が異なることは、本件出願日当時の当業者の技術常識であったものと認められる。そして、作用機序が異なる薬剤を併用する場合、通常は、薬剤同士が拮抗するとは考えにくいから、併用する薬剤がそれぞれの機序によって作用し、それぞれの効果が個々に発揮されると考えられるところ、ピオグリタゾンと、ビグアナイド剤とを併用投与した場合に限って両者が拮抗し、あるいは血糖値の降下が発生しなくなる場合があることを示す証拠は見当たらない。当業者は、本件発明の課題である糖尿病に対する効果を得られることを当然想定できるといふべきであり、サポート要件を満たす。

(v) まとめ

特許庁は効果を得られることが薬理データとともに記載されていないからサポート要件を満たさないとしたが、知財高裁は技術常識に基づいて当業者であれば効果を得られることを想定できるとしてサポート要件を満たすと判断した。

**(4) 発明特定事項が発明の特徴部分でないとして認定した上で、当業者が発明の課題を解決できると認識できるか否かが相違点となった事件(相違点③)**

(i) 知財高裁 平成21年9月29日判決 平成20(行ケ)第10484号「無鉛はんだ合金」事件

(ii) 争点

本事件は、発明特定事項である、無鉛はんだ

合金の構成を「Snを主とし、これに、Cuを0.3～0.7重量%、Niを0.04～0.1重量%」加えることで「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」について、明細書に具体的な実施例（測定結果）が無いことが、サポート要件の非充足の理由になり得るかが争われた。

(iii) 請求項

【請求項1】 Cu0.3～0.7重量%、Ni0.04～0.1重量%、残部Snからなる、金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上したことを特徴とする無鉛はんだ合金。

(iv) 概要

[特許庁の判断]

具体的な実施例の開示が無いことを主な理由として、サポート要件を満たさないと判断した。

[裁判所の判断]

裁判所は、具体的な実施例は記載されていないと認定したが、明細書の記載と技術常識を踏まえた上で、本発明の特徴的な部分（発明のポイント）は「Snを主として、これに、CuとNiを加える」ことによって「金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した」こと自体にあると判断し、CuとNiの数値限定は発明のポイントではなく、望ましい数値範囲を示したものにすぎないから、具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はない、としてサポート要件を満たすと判断した。

(v) まとめ

特許庁は数値範囲をサポートする実施例が無いことを根拠としてサポート要件を満たさないと判断した。これに対して裁判所は、数値範囲は本発明の特徴部分でないから実施例の裏付けは不要としてサポート要件を満たすと判断した。

なお、同様の判断がなされた事件として、知財高裁 平成20年9月29日判決 平成19年(行ケ)第10213号審決取消請求事件があり、特許庁は、発明特定事項である熱処理時間について具体例の開示が無いことを根拠としてサポート要件非

充足としたが、裁判所では技術常識に基づいて「本来、具体的に限定する必要がない熱処理の時間について、一般的に採用されるであろうと考えられる範囲に限定して特許を受けようとしたものと解するべきである」として、具体例の開示が無いことを根拠にサポート要件を満たさないとすることはできないと判断している。

### 3.3 小 括

本節では、サポート要件に関して特許庁と知財高裁とが異なる判断をした事件30件について、特許庁および知財高裁が着目、重視した事項を分析した。分析の結果、上述した相違点①～③の全てにおいて、特許庁は明細書の記載に忠実に判断する傾向があり、これに対して、知財高裁は明細書の記載を踏まえた上で柔軟に判断する傾向があることがわかった。

例えばゼリーとアルコールの定義が争点となった上記3.2(1)の事件では、特許庁が辞典に基づき忠実に解釈したのに対し、裁判所は、一般の用語法に基づき柔軟に解釈している。

また、数値範囲の具体的な測定結果の記載の有無が争点となった上記3.2(4)の事件では、特許庁が明細書には具体的な測定結果についての開示がないと判断したのに対し、裁判所は、数値限定は発明の特徴部分ではなく具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はないと柔軟に判断している。

このような判断傾向によって、知財高裁で特許庁の判断を覆しサポート要件を満たすと判断した案件が24件と多くなったものと思われる。

実務においては、出願人は出願時にサポート要件を含む記載要件を意識して明細書を作成すべきであるが、仮に、特許庁でサポート要件を満たさないと判断された場合であっても、上記判断傾向を参考に、裁判所においては出願時における当業者の技術水準や発明の特徴部分を踏まえた主張をすることで、サポート要件を満た



すとの判断に繋がる可能性があると考える。

#### 4. 裁判所によるサポート要件の判断傾向

次に、裁判所によるサポート要件の判断傾向について分析する。平成15年の特許庁の審査基準の改定では、サポート要件は実質的な対応関係についても審査することとした<sup>2), 3)</sup>。その後、偏光フィルム大合議判決において、上述した大合議判断基準が示された。ところが、知財高裁平成22年1月28日判決 平成21年(行ケ)第10033号「フリバンセリンの使用」事件（以下、フリバンセリン判決）では、サポート要件の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載を超えているか否かを合目的な解釈手法で判断すれば足りるとし、偏光フィルム大合議判決がパラメータ発明に対する事件であり大合議判断基準の射程範囲は特殊なパラメータ発明にのみ及ぶと限定的に解釈された。このことから、大合議判断基準がパラメータ発明に対してのみ適用されるのかについて、議論になることがあるため<sup>4), 5)</sup>、判決日が平成18年1月1日から平成28年6月30日までの知財高裁における特許無効審決に対する審決取消訴訟を対象に、大合議判断基準に基づいて判断したと考えられる事件を技術分野別に調査した。

大合議判断基準で判断した事件を表4に示す。なお、表4中の下線を付した事件は、偏光フィルム大合議判決の規範を判決文中で引用した事件である。

表4から、裁判所における近年のサポート要件の判断の傾向は、発明がどの技術分野に属するか、発明がパラメータ発明であるか否かに係わらず、大合議判断基準に基づいて判断する傾向にあることがわかる。

表4 大合議判断基準で判断した事件

パラメータ発明	
化学	<u>平成26(行ケ)10202</u> , <u>平成27(行ケ)10105</u> , <u>平成26(行ケ)10263</u> , <u>平成26(行ケ)10147</u> , <u>平成24(行ケ)10451</u> , <u>平成20(行ケ)10304</u> , <u>平成20(行ケ)10484</u> , <u>平成20(行ケ)10065</u> , <u>平成19(行ケ)10401</u> , <u>平成19(行ケ)10308</u> , <u>平成19(行ケ)10098</u> , <u>平成26(行ケ)10047</u> , <u>平成24(行ケ)10151</u> , <u>平成19(行ケ)10373</u> , <u>平成24(行ケ)10387</u> , <u>平成26(行ケ)10047</u>
電気	<u>平成26(行ケ)10187</u> , <u>平成19(行ケ)10024</u> , <u>平成24(行ケ)10211</u> , <u>平成24(行ケ)10212</u> , <u>平成24(行ケ)10094</u> , <u>平成22(行ケ)10371</u> , <u>平成22(行ケ)10371</u>
機械	<u>平成25(行ケ)10250</u> , <u>平成26(行ケ)10254</u> , <u>平成22(行ケ)10214</u>
パラメータ発明以外の発明	
化学	<u>平成26(行ケ)10016</u> , <u>平成23(行ケ)10276</u> , <u>平成23(行ケ)10147</u> , <u>平成23(行ケ)10235</u> , <u>平成23(行ケ)10275</u> , <u>平成22(行ケ)10097</u> , <u>平成24(行ケ)10215</u> , <u>平成22(行ケ)10153</u>
電気	<u>平成26(行ケ)10176</u> , <u>平成24(行ケ)10312</u> , <u>平成20(行ケ)10066</u> , <u>平成19(行ケ)10403</u>
機械	<u>平成27(行ケ)10170</u> , <u>平成27(行ケ)10026</u> , <u>平成25(行ケ)10033</u> , <u>平成26(行ケ)10239</u> , <u>平成25(行ケ)10124</u> , <u>平成24(行ケ)10213</u> , <u>平成20(行ケ)10237</u>

#### 4. 1 事件からみる裁判所によるサポート要件の判断傾向

##### (1) 事件概要

ここで、「有機LED用燐光性ドーパントとしての式L2MXの錯体」事件（知財高裁平成24年11月7日判決 平成23年(行ケ)第10235号）についてみていく。本事件は、裁判所が、大合議判断基準を採用し、サポート要件を充足すると判断した事件である。

原告（特許権者）は、『いわゆるフリバンセリン事件判決（知財高裁平成21年(行ケ)第10033号同22年1月28日判決）と同様に、同号の解釈に当たっては、特許請求の範囲の記載が、発明の詳細な説明の記載を超えているか否かを合目的な解釈手法で判断すれば足り…るとい

うべきである。』と主張し、これに対し、被告は、偏光フィルム大合議判決が示したサポート要件に関する判断基準は、『法36条6項1号の趣旨に基づくものであって、パラメータ発明に限って判示されたものではない。』と主張した。そして、裁判所は、大合議判断基準を適用できる要件について触れることなく、大合議判断基準を採用し、サポート要件を充足すると判断した。

## (2) 考 察

本事件では、大合議判断基準とフリバンセリン判決の判断基準との関係は明らかにされていない。また、本事件は、サポート要件を満たすと判断したものであるため、フリバンセリン判決よりもサポート要件を充足し難い基準であるといわれる大合議判断基準でサポート要件を満たすことを検討しておけば、「たとえフリバンセリン判決の判断基準で判断されてもサポート要件を満たすという結果は同じであった」という判断結果に対する当事者の納得感が得易くなるという見方も可能である。ただ、フリバンセリン判決は偏光フィルム大合議判決の射程範囲を限定的に解釈したものであるという見方ができなくはないという意見があり<sup>6), 7)</sup>、かつ、当事者がこのような主張をしているなか、裁判所が大合議判断基準を採用したことからすれば、裁判所において、大合議判断基準が定着していると言えるのではないだろうか。

## 4. 2 サポート要件と進歩性要件との関係

次に、サポート要件と進歩性要件との関係について検討する。サポート要件は、進歩性要件とトレードオフの関係にあると考えられる<sup>8)</sup>。つまり、発明に係る作用機構等を当業者が想定しづらい場合は、想定し易い場合に比べ、サポート要件の判断は厳しくなるが、発明の有利な効果が認められ易くなり、進歩性が肯定され易くなると考えられる。例えば、既に多くの研究

がなされ先行文献も多い成熟期の技術分野の発明のように、当業者が作用機構等を想定し易い場合、サポート要件を充足し易くなると考えられる。しかし、当業者が作用機構等を想定し易いので、発明の有利な効果は認められ難くなり、進歩性要件を充足し難くなる。

一方、例えば、研究があまりなされておらず先行文献も少ない黎明期の技術分野の発明のように、当業者が作用機構等を想定しづらい場合、サポート要件を充足し難くなると考えられ、明細書に実施例を詳細に書くことが要求される。しかし、当業者が作用機構等を想定し難いので、発明の有利な効果が認められ易くなり、進歩性要件を充足し易くなる。

次節では、サポート要件と進歩性要件とのトレードオフに関する事件を紹介する。

## 4. 3 事件からみるサポート要件と進歩性要件との関係

### (1) 事件概要

以下、「減塩醤油」第一事件（知財高裁 平成24年6月6日判決 平成23年(行ケ)第10254号）及び第二事件（知財高裁 平成28年10月19日判決 平成26年(行ケ)第10155号）を基に、サポート要件と進歩性要件との関係についてみていく。

第一事件及び第二事件は、同一特許発明に対して請求された事件であり、第一事件及び第二事件共に、本件特許の発明の詳細な説明に記載された実施例は、クレームに記載された数値範囲（食塩濃度7～9w/w%）の一部（食塩濃度9w/w%）についてのみ記載されたものであった。

第一事件において裁判所は、『本件発明1において食塩濃度が7w/w%台と本件発明が特定する食塩濃度の下限に近い場合であっても、塩化カリウムが食塩の塩味を代替する成分であるという技術常識に照らし、カリウム濃度を本件発明1が特定する数値範囲の上限付近とする

ことによって、本件発明1の課題を解決できると当業者が理解することができ、本件発明は、発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載されているといえる。…本件明細書の記載から、本件発明1では、カリウム濃度を上限値とした場合であっても、食塩濃度、窒素濃度及び窒素／カリウムの重量比が本件発明1で特定する数値の範囲内であれば、カリウムを配合することによる苦味に関する課題は、解決されていると理解することができる。』とし、サポート要件を充足すると判断した。

一方、第二事件において裁判所は、『本件発明のうち、当該発明の課題を解決できることを具体的に示しているのは、上記(1)エのとおり、食塩濃度が9w/w%の場合のみである。食塩濃度が7w/w%まで低下した場合の塩味や苦みを推認するための技術的な根拠が、本件明細書に記載されておらず、また、どの程度になるかということについての技術常識もない以上、【0009】の「7～9w/w%であることが好ましく」という一般的な記載のみをもって、食塩濃度の全範囲において発明の課題を解決できることについての技術的な裏付けある記載があると認めることはできない。』とし、サポート要件を充足しないと判断した。

また、第二事件において原告（無効審判請求人、控訴人）は、サポート要件違反に関する新たな主張として、『本件明細書にも、食塩濃度9w/w%系において、塩味3以上で苦み3以下にできることが予想外であったと記載されている（【0012】）。そうすると、食塩濃度9w/w%系で予想外の効果が、9w/w%未満でも得られることを当業者が理解できるはずがなく、…。』と主張した。このように、第二事件では、原告が、実施例に記載されている食塩濃度9w/w%の構成における効果が当業者にとって予想外の効果であるならば、実施例に記載され

ていない食塩濃度9w/w%未満の構成の場合に食塩濃度9w/w%の構成における効果と同様の効果が得られる作用機構等は当業者が技術常識から想定できないはずであるとして、サポート要件違反を主張した点、本件特許は数値限定の発明であり、数値限定の全範囲（食塩濃度7～9w/w%）で顕著な効果（予想外の効果）があるとは言えないため、臨界的意義がないとして進歩性要件違反も主張した点で、第一事件と相違する。

## (2) 考 察

本件明細書の記載にあるように、食塩濃度9w/w%の効果が、当業者にとって予想外の効果であれば、食塩濃度9w/w%の構成における効果と同様の効果が食塩濃度9w/w%未満の構成でも得られる作用機構等は当業者が技術常識から想定できない場合、出願人は、サポート要件を充足させるために、食塩濃度9w/w%未満の構成における作用機構等を発明の詳細な説明に書くことが求められる。しかし、本件明細書には、食塩濃度9w/w%の構成における効果と同様の効果を食塩濃度9w/w%未満の構成で得るための作用機構等の記載が発明の詳細な説明にないので、サポート要件を充足させるためには、「技術常識に照らせば、この食塩濃度9w/w%未満の構成における作用機構等の記載がなくても、当業者が当該発明の効果を奏することを認識できる」と主張しなければならない。ところが、第二事件の原告は、数値限定の全範囲で顕著な効果（予想外の効果）があるとは言えないとして進歩性要件違反も同時に主張しているため、仮に被告が食塩濃度9w/w%未満の構成における作用機構等の記載がなくても、技術常識に照らして当業者が当該発明の効果を奏することを認識できるはずであると主張すれば、食塩濃度9w/w%の効果と同様の効果が顕著な効果（予想外の効果）ではな

いことを自ら主張してしまい、進歩性要件違反を引き寄せてしまうことになるので、このような主張ができなかったのではないと思われる。

第一事件及び第二事件は、同一特許発明に対して請求された事件であることを考えると、上記の第二事件の原告の主張の影響により、裁判所は、図5に示すように、第二事件では、第一事件に比べて、クレームの範囲をサポートできる技術常識の線の長さが短くなるように技術常識のレベルを認定したのではないだろうか。

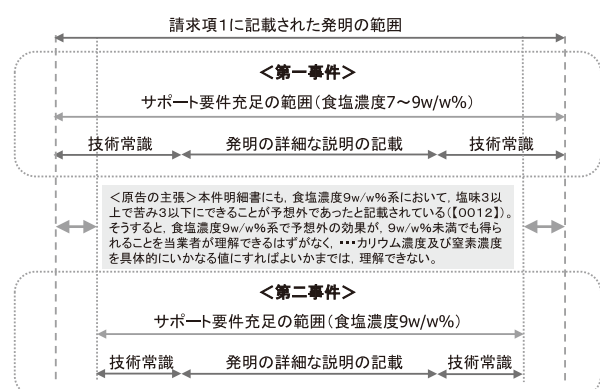


図5 第一事件と第二事件の対比

このように、第二事件では、第二事件の原告による発明の詳細な説明の予想外の効果の記載部分を基にした主張、つまり、サポート要件と進歩性要件とのトレードオフの関係を利用した第二事件の原告の主張が功を奏したと思われる。また、この第二事件の原告の主張と裁判所の認定結果とを参考にすると、有利な効果を奏して進歩性を満たすポイントとなる技術的特徴に対応する発明の詳細な説明の記載は、サポート要件を充足するために、より詳細な説明が求められると考えられる。

#### 4.4 小 括

近年のサポート要件の傾向として、技術分野やパラメータ発明であるか否かに依らず、大合議判断基準が広く採用されており、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を

解決できると認識できる範囲のものであるか否かによって、サポート要件の判断の結論が分かれる。

このような傾向下において、出願人は、発明の技術的特徴に見合った発明の詳細な説明を記載することに留意すべきである。つまり、出願人は、進歩性を満たすポイントとなる技術的特徴については、発明の詳細な説明で十分に説明をするように心がけるべきである。例えば、数値範囲に進歩性を満たす技術的特徴部分があるのであれば、少なくとも、その数値範囲の上限と下限とにおける効果及び作用機構は、発明の詳細な説明で記載しておくべきであろう。

また、特許無効審判等において特許無効理由を主張する者は、サポート要件と進歩性要件とのトレードオフの関係を考えながら無効主張戦略を練ることが望ましい。

## 5. 裁判所による「発明の課題」の認定の傾向分析

### 5.1 検討の背景

次に、サポート要件の判断において裁判所が認定する「発明の課題」について調査を行った。

大合議判断基準では「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」とあり、裁判所が認定する「発明の課題」如何によって、サポート要件の判断結果が異なる場合があると考えられる。そこで、裁判所が認定する「発明の課題」について調査を行った。

### 5.2 「発明の課題」の認定の分類分け調査

裁判所が認定する「発明の課題」を調査するにあたり、まず、裁判所がどのように「発明の課題」を認定したかについて調査した。調査の対象とした事件は、平成18年1月1日～平成28年6月30日(判決日基準)に裁判所によりサポ

ート要件の判断がなされた199件とした。これらの事件を表5に示すように、6つの分類に分けた。

表5 「発明の課題」の分類分け

	分類分け	件数
①	明細書の【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づく	58
②	明細書全体の記載に基づく	26
③	明細書全体の記載に加え、出願時の技術常識に基づく	2
④	明細書全体の記載ではなく、出願時の技術常識のみに基づく	0
⑤	発明の課題を認定せず	96
⑥	明細書中に【発明が解決しようとする課題】欄の記載なし	17

上記分類分けでは、はじめに裁判所によるサポート要件の判断において明示的に課題を認定したもの、例えば、判決文中に「本件発明の課題（目的、問題）は、〇〇である。」「〇〇を提供することを課題（目的）として…」「〇〇という課題（問題）があった。」などと記載されているものを抽出した。次に、その認定された課題が明細書のどの部分に基づいているのか、または、出願時の技術常識に基づいているのかを判断し上記①～⑥のいずれかに分類した。なお、上記「②明細書全体の記載に基づく」とは、認定された発明の課題が明細書の【発明が解決しようとする課題】欄以外の箇所を考慮して認定されたことを示す。また、発明の作用効果、技術的意義等を判決で認定しているものの、発明の課題を直接認定していないものは⑤に分類した。

この調査結果が示すとおり、裁判所により発明の課題が認定された事件においては、約半数が①【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づいて発明の課題が認定されていることがわかった。

### 5. 3 「発明の課題」の認定の傾向調査

次に、5. 2節で示した「発明の課題」の認定についての分類分け結果に影響を与える要因について、「特許請求の範囲に記載された発明の減縮」及び「特許権者等（原告被告）の主張」に着目して調査した。

#### (1) 分類分けに対する影響：「特許請求の範囲に記載された発明の減縮」

5. 2節で示した「発明の課題」の認定の分類分け結果には、審査経過における「特許請求の範囲に記載された発明の減縮」が影響を与えているという仮説をたて、調査を行った。ここで、上記仮説を設定した背景について簡単に説明する。

偏光フィルム大合議判決では「特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、その記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」と判示されており、認定される課題は「当該発明の課題」、つまり、特許請求の範囲に記載された発明の課題であるとされている。

そうすると、審査経過で特許請求の範囲に記載された発明が減縮されれば、出願当初の特許請求の範囲に記載された発明に対応するように設定された【発明が解決しようとする課題】欄に記載された課題以外、例えば、【発明を実施するための形態】欄等に記載された課題も考慮され、その結果、「減縮された発明」に対応した「減縮された課題」が認定されるのではと考えられる。つまり、特許請求の範囲に記載された発明が減縮されている事件では、発明が減縮されることにより、出願当初に【発明が解決しようとする課題】欄で設定された課題よりも、減縮された、詳細な課題が、減縮された特許請求の範囲に記載された発明の記載に対応するこ

とになり、その結果、前述の課題の認定の分類分けは「①【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づく」ではなく、「②明細書全体の記載に基づく」「③明細書全体の記載に加え、出願時の技術常識に基づく」等に分類分けされたものが多くなるのではないかとこの仮説をたてた。

この仮説の妥当性を調査すべく上記調査で①～③に分類された86件をより詳細に調査した。

調査の結果、調査対象となった86件のうち、特許請求の範囲に記載された発明が減縮されていないものが9件あることがわかった。そして、その9件すべてが「①【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づく」に分類されることがわかった。

一方、調査の結果、特許請求の範囲に記載された発明が減縮されたものは、86件中77件あることがわかった。そして、77件の課題の分類分けは、「①【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づく」が49件、「②明細書全体の記載に基づく」が26件、「③明細書全体の記載に加え、出願時の技術常識に基づく」が2件であった。このように、特許請求の範囲に記載された発明が減縮されたとしても半数以上が①【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づいて発明の課題が認定されていることがわかった。

このように当初の仮説と異なった調査結果が得られたため、減縮によって付加された発明特定事項が、裁判所により認定された課題にどのような影響を与えているかについて更なる調査を行った。調査の結果、減縮によって発明特定事項が付加された発明であっても、裁判所による課題の認定に影響を与えなかったと考えられる事件が多数あった（例えば、知財高裁における平成22(行ケ)10221号事件、平成21(行ケ)10272号事件、平成23(行ケ)10381号事件、平成19(行ケ)10403号事件）。したがって、減縮に係

る発明特定事項が、裁判所が認定する課題に与える影響は小さいのではないかと考えられる。

## (2) 分類分けに対する影響：「特許権者等（原告被告）の主張」

次に、裁判所による発明の課題の認定は、裁判における特許権者等（原告被告）の主張に依存しているのではないかと考え調査を行った。調査においては、特許権者および非特許権者の主張した課題、そして裁判所が認定した課題を抽出し、一致しているか否か確認を行った。

その調査の結果の一部を表6に示す。表6に示すとおり、特許権者等の主張に係わらず、裁判所が課題を独自認定している事件が多くみられた。また、特許権者は、より漠然とした（限定しない）課題を主張する傾向にあるが、そのような主張が特許権者によりされたとしても、裁判所は、特許権者が主張した課題より限定した課題を独自に認定する事件が多くみられた。

この点について、裁判所との意見交換において、課題の認定は法律問題であるため、明細書という確定した事実に基づいて裁判所が判断すべき事項であると考えているとの意見があった。

## 5. 4 小 括

裁判所による課題の認定においては、【発明が解決しようとする課題】欄の記載のみに基づいて課題が認定される事件が多いことがわかった。なお、詳細は省略したが、裁判所は大半の事件において【背景技術】【従来技術】【発明の属する技術分野】【発明が解決しようとする課題】欄の記載に基づいて課題を認定しており、【発明を実施するための形態】欄に基づいて課題を認定するものは少なかった。また、【発明を実施するための形態】欄に基づいて課題が認定される明細書では、【発明が解決しようとする課題】欄の記載が漠然としている傾向にあった。

なお、表5に示すとおり、「発明の課題」分

表6 特許権者および非特許権者の主張課題と裁判所認定課題との関係

事件番号 特許番号	特許権者主張課題	非特許権者主張課題	裁判所認定課題
平成26(行ケ)10016 特許4773695号	固相ペプチド合成における「時間の長さ」及び「ペプチド配列の凝集」のいずれかを解決すること	固相ペプチド合成における「時間の長さ」及び「ペプチド配列の凝集」という2つの欠点をいずれも解決すること	本件明細書は、前記「2つの欠点」のうち、固相ペプチド合成の「必要な時間の長さ」の点を特に重視して本件発明の解決すべき主要な課題に据え、「凝集」の点は、副次的な課題として位置付けているとみるのが相当である。
平成24(行ケ)10365 特許3981290号	ブラシ単体を効率よく製造すること	ブラシ単体の厚みが不均一になる	シート状のブラシ単体を多数枚重ねて形成した回転ブラシを構成するブラシ単体の従来の製造方法には、 <u>ブラシ単体の厚みを均一とするのに熟練を要し、しかも、工程数が多く複雑な工程を要するため、一貫した連続製造が困難であるという課題</u>
平成27(行ケ)10105 特許3547755号	医薬的に許容される期間、医薬的に安定なオキサリプラチナムの注射液を提供すること	課題の主張なし	医薬的に許容可能な期間医薬的に安定であり、凍結乾燥物から得られたものと同等な化学的純度及び治療活性を示す、そのまま使用できるオキサリプラチナム注射液を得ること
平成23(行ケ)10381 特許4356901号	容器の分別後に、分解した部材が使用済みであることを知らせ、使用済みか否かを確認できるようにすること	課題の主張なし	容器の分別後に、分解した部材が使用済みであることを知らせ、使用済みか否かを確認できるようにし、 <u>それによって、衛生面等の理由でリユースした容器を使用することが望ましくないような場合には、使用済みの容器の使用を控える等の判断ができるようになる繰り出し容器を得ること</u>

類分けにおいては、「⑤課題の認定をせず」に分類される事件が非常に多くみられた。これは「発明の課題」ではなく発明の作用効果、技術的意義を認定している事件であったこと、および、裁判において議論となったサポート要件の判断の類型が、サポート要件の審査基準でも示されている「類型(1)：請求項に記載されている事項が、発明の詳細な説明中に記載も示唆もされていない場合」または「類型(2)：請求項及び発明の詳細な説明に記載された用語が不統一であり、その結果、両者の対応関係が不明瞭となる場合」であったため、「発明の課題」を認定する必要がない事件であったと考えられる。次に、「特許請求の範囲」に記載された発明が審査・審判で減縮された場合、その減縮された発明特定事項が裁判所による課題の認定に

影響を及ぼすのではないかとという仮説をたて検証したが、調査の結果、当該減縮に係る発明特定事項が裁判所による課題の認定に与える影響は小さいのではないかと考えられた。

最後に、裁判所が認定する課題は、裁判における特許権者等(原告被告)の主張に依存・拘束されるのではないかと推測したが、多くの事件においては、特許権者等の主張に係らず裁判所が課題を独自認定していることがわかった。

## 6. おわりに

本稿では、裁判所によるサポート要件の判断の動向を分析し、実際の事件に基づいて裁判所によるサポート要件の判断基準と、発明の課題の認定の傾向を分析した。3章で述べたように、裁判所は、技術分野やパラメータ発明であるか

否かに依らず、大合議判断基準を採用する傾向がある。そのため、特許出願明細書は、技術的特徴部分の効果、作用機構を基本通り詳細に記載すべきである。しかし、詳細に記載されていない特許出願明細書であっても、裁判においては、裁判所による技術常識を考慮した柔軟な判断を導くために、技術常識を十分に説明し、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであることを主張することが重要であると考え。

また、裁判所は、サポート要件を判断する際に認定する発明の課題を、特許請求の範囲の減縮の有無に係わらず、【発明が解決しようとする課題】欄に基づいて判断する場合が多い。そのため、サポート要件を充足させる観点においては、【発明が解決しようとする課題】欄は詳細な課題を書くのではなく、漠然とした課題を書き、詳細な課題や効果は実施形態に記載する実務が有効であろう。

なお、本稿は、2016年度特許第2委員会の下、河瀬博之委員長（中外製薬）、成井洋二委員長代理（日油）をはじめ、同委員会第1小委員会の室山竜太（日立国際電気、小委員長）、柳澤秀彦（日本製鋼所、小委員長補佐）、青木幸治（旭硝子、小委員長補佐）、高橋紀行（京セラ、小委員長補佐）、井川拓也（NOK）、柴田鑑（沖電気工業）、立石英之（大日本印刷）、野中正明（花王）、浜島大和（三井・デュポンフロロケミカル）、早野一樹（DIC）、平井利充（セイコーエプソン）、松田心平（カシオ計算機）が作成した。本稿が特許出願・権利化実務、審判・訴訟実務の一助になれば幸いである。

## 注 記

- 1) 特許庁審査基準 第Ⅱ部第2章第1節 サポート

ト要件（特許法第36条第6項第1号）（更新日2016年3月23日）

- 2) 設楽 隆一「記載要件—実施可能要件とサポート要件との関係、併せてプロダクト・バイ・プロセス・クレームについて」*パテント*2016 Vol.69 No.2 p.100
- 3) 高石 秀樹「実施可能要件とサポート要件との関係」*知財管理* Vol.65 No.5 2015 pp.700-703
- 4) 前掲注3)
- 5) 吉田 広志「性的障害の治療におけるフリバンセリンの使用」とする発明について、発明の詳細な説明において、フリバンセリン類の性欲障害治療用薬剤としての有用性を裏付ける薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載がないことを理由として、当該出願は特許法三六条六項一号の要件を充足しないとして拒絶した審決に、理由不備の違法があるとして、審決が取り消された事例」*判例時報* 2117号 pp.182-184
- 6) 前掲注3)
- 7) 前掲注5)
- 8) 潮海 久雄「特許法において開示要件（実施可能要件・サポート要件）が果たす役割」*知的財産法政策学研究* Vol.16 2017 pp.141-144

## 参考文献

- ・山中 隆幸「明細書の記載要件に関する考察—実施可能要件・サポート要件を中心として—」*パテント*2008 Vol.61 No.7 pp.4-15
- ・村上 聡、小原 深美子「サポート要件の裁判例の現状と今後の課題」*知財管理* Vol.59 No.5 2009 pp.499-515
- ・特許第2委員会第3小委員会「裁判所における記載要件判断の動向に関する考察」*知財管理* Vol.61 No.8 2011 pp.1133-1149
- ・末吉 剛「新規事項追加禁止の実質化と進歩性及びサポート要件との関係」*知財管理* Vol.63 No.10 2013 pp.1553-1563
- ・末吉 剛「実施可能要件とサポート要件とが別個の要件として存在する意義」*知財管理* Vol.63 No.3 2013 pp.311-322

（原稿受領日 2017年9月29日）